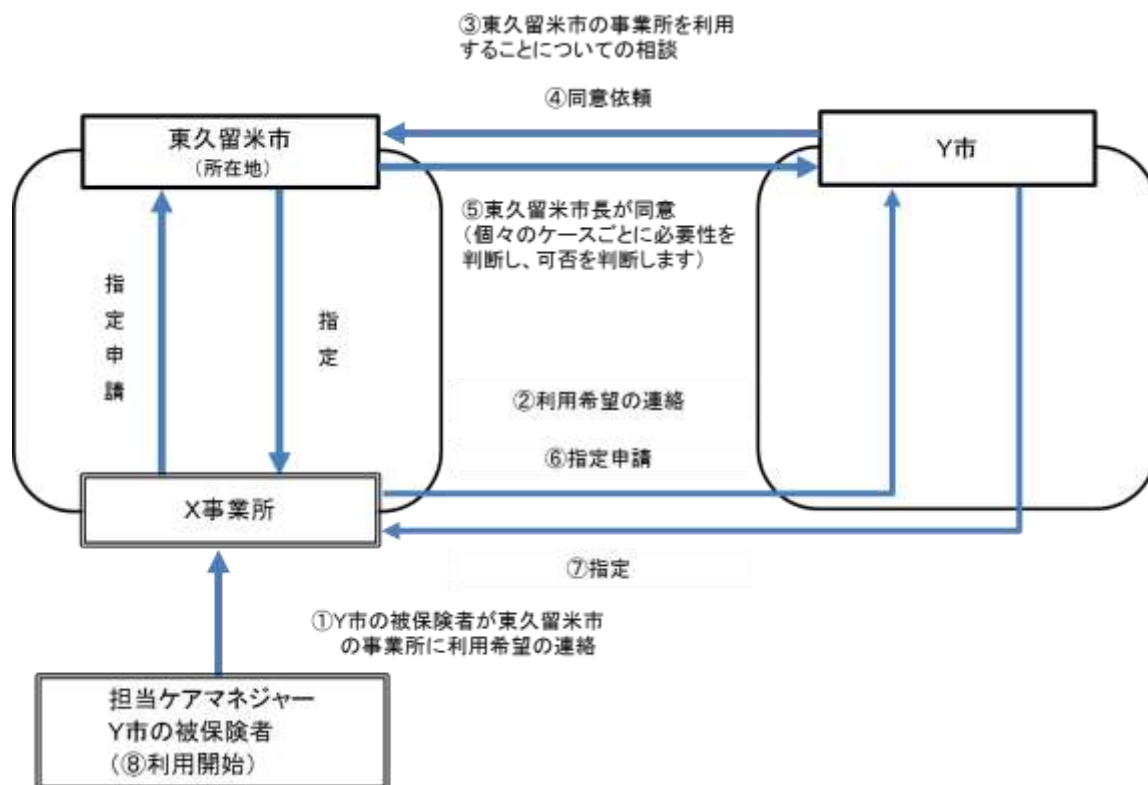


## 1. 他市利用の基準と手続きフロー

平成28年4月1日施行の前日（平成28年3月31日）において、他市町村の被保険者Aが地域密着型となる通所介護事業所と利用契約をしている場合、当該通所介護事業所は他市町村の「みなし指定」を受けました。これは当該他市町村の当該利用者Aのみについてであり、当該利用者A以外の他市町村の別の利用者B（施行後に新たに利用する者）については、「みなし指定」の効果は及びません。Bが利用するためには、改めて当該利用者Bについて他市町村の地域密着型サービスの指定を受ける必要があります。（=新たな利用者ごとに同意（不同意）・指定手続きが必要になります。）

(1) 東久留米市の地域密着型サービス事業所が、他区市町村の被保険者を新規で受け入れる場合の手続き（個別判断の場合）



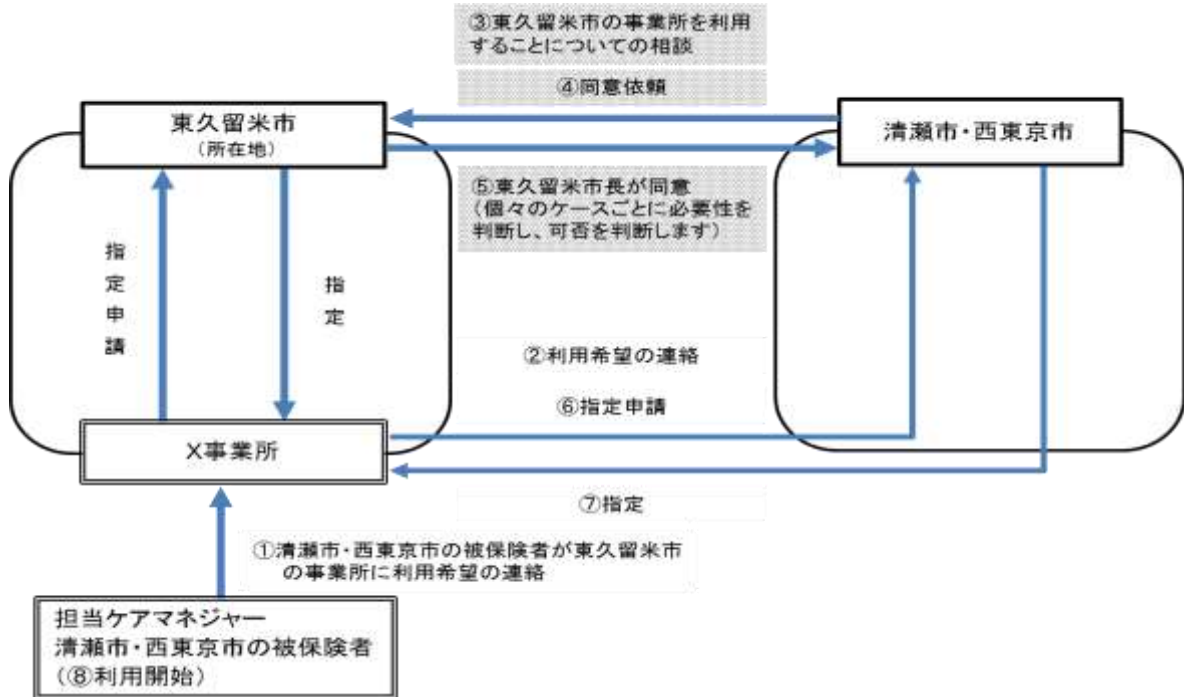
### 東久留米市が他市利用を認める場合の例

- ア 当該事業所の定員の空き状況、待機者数など
- イ 指定について同意すべき適正な理由が認められる場合
- ウ 他区市町村に所在する事業所において、利用を希望する被保険者の必要とするサービスを提供できない相当な理由がある場合
- エ 他区市町村の了承が得られる場合
- オ その他 本編のP.2の(5)参照

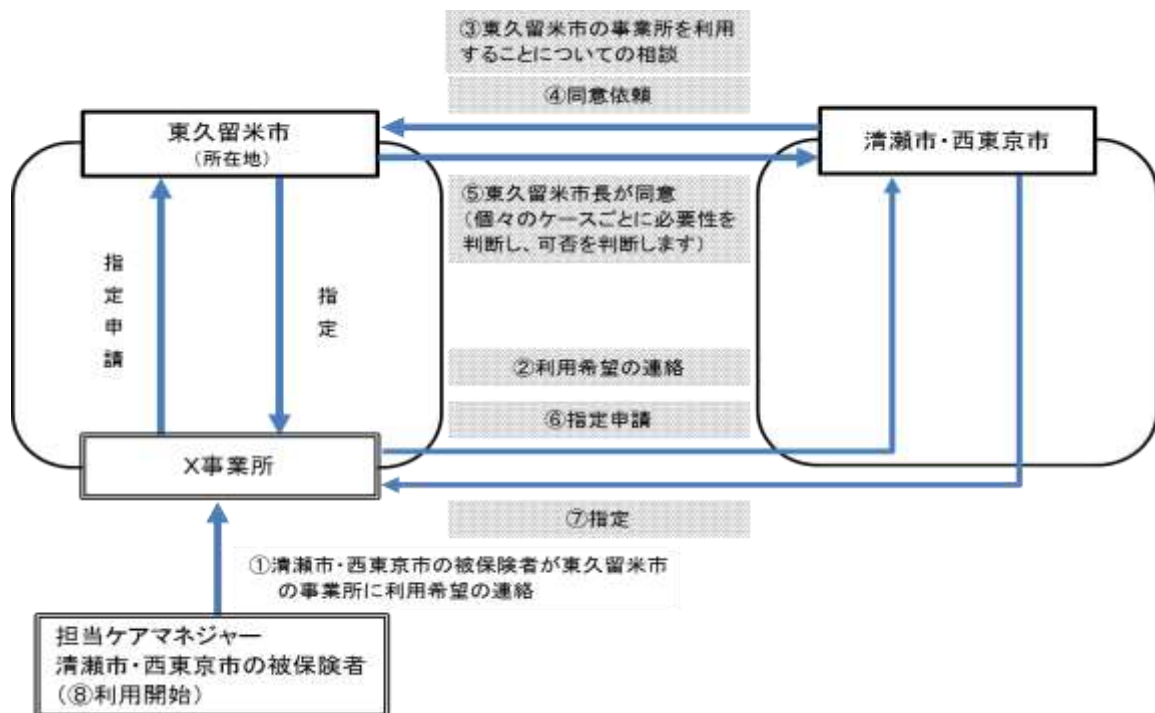
(2) 東久留米市の地域密着型通所介護事業所が、協定を締結した隣接市（清瀬市・西東京市）の被保険者を新規で受け入れる場合の手続き

※平成28年6月9日現在の協定締結市は清瀬市・西東京市のみです。

A. 1人目の受け入れの場合（③④⑤が省略できます=同意・不同意は不要）



B. 2人目以降の受け入れの場合（②③④⑤⑥⑦が省略できます=利用者ごとの手続きは不要）



(2) の場合、毎月東久留米市に報告書を提出し、清瀬市・西東京市には名簿を提出していただく必要があります。